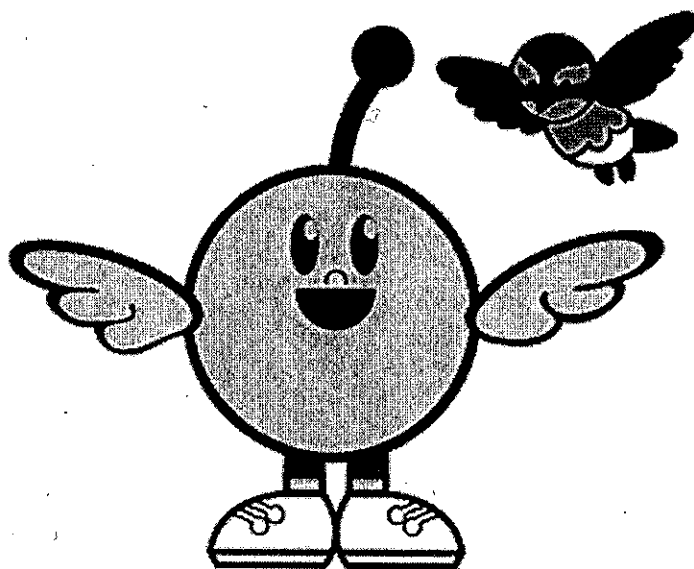


**高齢者社会参加活動支援事業
令和2年度福島県高齢者支え合い
コミュニティ支援事業
活動報告書**



福島県



目次

◆高齢者支え合いコミュニティ支援事業活動報告書について . . .	P 1
◆取組実績	
○いきいきサロン金川町	P 2
○八島会	P 5
◆福島県高齢者支え合いコミュニティ支援事業実施要領	P 8

高齢者支え合いコミュニティ支援事業活動報告書について

高齢化社会を迎えて、元気な高齢者が、これまで培った知識や経験を活かし、地域社会を支える担い手となって活躍することが期待されております。

元気な高齢者が身近な地域で社会活動に参加するきっかけをつくり、健康でいきいきと生活していただくため、県では平成28年度から「高齢者支え合いコミュニティ支援事業」として、高齢者が主体となって健康づくりや住民間の交流、高齢者の生活支援、見守り活動などのコミュニティづくりを展開する町内会の取組を支援しております。

この報告書は、令和2年度に事業に取り組み、高齢者が主役のコミュニティづくりを始めた2か所の町内会等の活動内容についてまとめたものです。

これらの活動を参考に、高齢者が支え合う地域コミュニティづくりに、県内各地の町内会で取り組んでいただければ幸いです。

令和2年度取組実績

○いきいきサロン金川町（会津若松市）⇒認知症対応のための寸劇鑑賞、健康講話、地区民生員との意見交換・相談会等

○八島会（三春町）⇒百歳体操、ニュースポーツ（グラウンドゴルフ・吹矢）、健康教室等

いきいきサロン金川町

代表者 : 会長 二瓶 庄平
活動地域 : 会津若松市金川町 町内
会員数 : 実行委員23人(60歳以上 23人)

【会の特徴】

- 一人暮らしや昼間閉じこもりがちで過ごしている高齢者を主に、地域全ての人が無理なく、気軽に集まり、「楽しく、大声で笑い合えるサロン」として平成16年6月に発足し、活動を続けている。
- 会の運営は、町内会役員、民生児童委員、高齢者福祉相談員、地区保健委員、日赤奉仕団、その他町内のボランティアの方々で行っており、毎年企画内容を検討し、年間計画を策定して実施している。
- この活動は、地域の中で大きな行事として位置付けられており、地域住民の楽しみの場所として定着している。

事業名：地域高齢者等のふれあい活動

◇事業化の背景と動機

会津若松市金川町は、760世帯1,862人(令和元年11月1日現在)と、市内でも大きな町内であるとともに、高齢化率が32%と市の平均より高い水準にあることから、高齢者がいきいきと元気に過ごすため、無理なく、安心して集え、地域の方々と楽しく語り、懇談できる企画と場所を提供し、地域内での「閉じこもり」をなくし、健やかな生活ができるための取組を行い、住民間の交流を深める事業を展開することとした。

◇地域への効果

誰もが無理なく気軽に参加できる「いきいきサロン金川町」の集いの機会を通じて、参加高齢者の健康状態の確認や日常生活での不安、地域の高齢者の情報について、民生児童委員、高齢者福祉相談員等と気軽に相談しやすい環境が醸成できた。

また、健康教室、お楽しみ会等様々な企画の実施により、高齢者の集いの場として、地域における位置付けができた。

活動内容

①黄昏れ宅急便～あなたに歌と元気を贈ります～

- ・高齢者向けの講演会、懇談会等の実施

②ふれあい健康教室

- ・健康に関する出前講座の実施

③クリスマス会

- ・高齢者を中心としたサロン企画の実施

事業の実績

黄昏れ宅急便

- ◆ 6月17日(水) 37名が参加し、成田正良地域教育コーディネーターを講師に迎え、歌とトークを拝聴。

トークには、高齢者としての心構えや生き方についてのアドバイスが所々に散りばめられており、考えさせられたり、笑ったりした。

また、参加者の中には、マスク越しに小さな声で歌を口ずさむ者もあり、懐かしさに浸るとともに、久しぶりに会った地域の方々との懇談を楽しんだ。



ふれあい健康教室

- ◆ 10月21日(水)、39名が参加し、ヤクルト(株)で実施している「ふれあい健康教室」の出前講座を実施。

乳酸菌シロタ株の効用についての講義を拝聴し、生活習慣病予防のための改善事項、健康寿命を延ばすための手法についての指導をいただいた。



クリスマス会

◆ 12月9日(水)、47名が参加し、毎年地域の方々(特に高齢者)が期待しているサロン企画であるクリスマス会を開催。

会の中では、会津若松市第4地域包括支援センター職員と地区の担当民生児童委員で、「ご飯はまだかね?」、「わたしのおばあちゃん」という題目も寸劇を実施。認知症の家族を抱えるどこの家庭でもあり得る家庭でのやりとりの熱演に、参加者みんな笑いに加え、認知症について考えさせられた。



事業に取り組んでみての感想

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、当初の事業計画どおりには実施できない事業もあったが、3事業については、実施日1週間前に実行委員会を開催し、参加者の安全とふれあいの楽しみを考慮し、予防対策を徹底して実施した。

地区住民の方には、知人友人を勧誘し合って参加されるよう、地区回覧文書で実施日時と企画内容を知らせることにより、実施企画が確認でき、大変よろこんでいただけた。

高齢者や地域の集いの場となる「金川町児童会館」は、老朽化しているうえ、設備にも使い勝手悪さがあったが、今回の補助事業として採択されたことにより、足腰の不自由な方や耳の不自由な方への支援、さらには集会の利便性を高めるための機材の購入ができ、気軽に安心して参加できるようになり、参加者から好評であった。

今後も、介護予防講座、各種インストラクターの指導、特技の披露等様々な企画を検討し、マンネリにならぬよう、安心・安全、そして楽しめる活動をしていきたい。

また、新たな参加者、実行委員の拡大にも努めていきたい。

八島会

代表者 : 会長 小川 秀悦
活動地域 : 田村郡三春町八島台地域
会員数 : 51人

【会の特徴】

- この会は、私たち高齢者が寄り添い、助け合って、私たちの福祉を高めるため、豊かな人生を楽しみ合うとともに、私たちの力で出来る社会福祉への活動を行い、寄り添い元気な老人になろうとお互いが協力している。
- 少子高齢化が進み、八島台地区内でも高齢者のみの世帯が増えている。こうした中、各種事業の実施日には会員相互が誘い合って参加するようになり、会員同士の結びつきが強くなってきた。

事業名：八島台ワクワク楽集会

◇事業化の背景と動機

高齢化社会を迎えるなか、地域の高齢者が健康で生き生きと生活できるような地域コミュニティを構築したい。

“笑顔でいつまでも健康” をモットーに人に迷惑をかけないお年寄りを目指す。

◇地域への効果

- 地区内でも各種事業が話題になり、地域コミュニティの醸成が図られた。
- 会員以外の方の参加もあり、次年度以降の会員の拡大につながるものと期待をしている。

活動内容

- ①百歳体操の実施
- ②ニュースポーツ（グラウンド・ゴルフ）の実施
- ③ニュースポーツ（吹矢）の実施
- ④健康教室（薬の正しい使い方の講演）の実施

事業の実績

百歳体操

- ◆ 10月から「百歳体操」を開始し、普段使わない筋肉を活性化。

つまずきや転倒の防止にも役立つので、とっても良い体操。

百歳体操においては、各種器具類が揃うことで各自の体力に合わせてパワーリストの重りを調整するなど、無理のない体づくりができた。

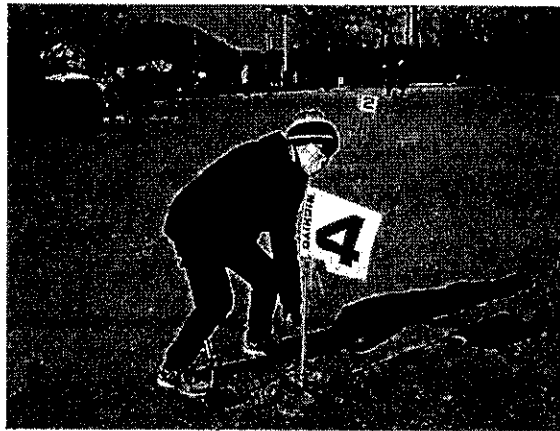


ニュースポーツ（グラウンド・ゴルフ）

- ◆ 現在会員20名の方が健康のため、週2回（月曜日・木曜日）練習に参加している。

以前は平均8～10名程度で練習していたが、今回、道具が新しくなったためか、平均13～15名の方が楽しく練習に励んでいる。

また、参加者の中に90歳を越えて元気に参加している方もいる。

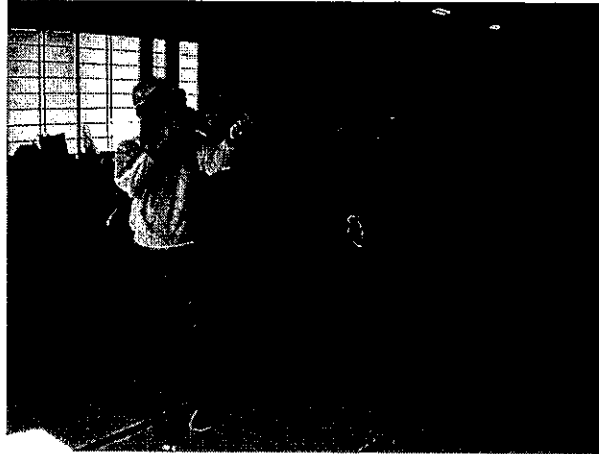


ニュースポーツ (吹矢)

- ◆ 月2回(第2・第4月曜日)の練習で実施している。

道具が新しくなったためか、2～3名だったのが、4～5名の方が練習に来るようになった。

精神統一し息を一気に吹くことで血液の循環が良くなり脳の活性化にもつながり、認知症予防が期待される。



事業に取り組んでみての感想

今年度は、コロナ禍の中において、感染症対策等でいろいろな制約があり計画していた活動が思うようにできない結果となった。

八島台地区内でも高齢者のみの世帯が増えてきている。各種事業の実施日には会員相互が誘い合って参加するようになり、この事業により会員同士の結びつきが図られたと思う。

また、会員以外の方の参加もあり、次年度以降の会員の拡大につながるものと期待をしている。

福島県高齢者支え合いコミュニティ支援事業実施要領

1 目的

福島県内の町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（町内会、自治会、単位老人クラブなど）及び市町村の区域を範囲とするその連合組織（以下「町内会等」という。）において、高齢者が主体となって地区の高齢者のために住民間の交流、生活支援、見守り活動などのコミュニティづくりを展開する取組を支援し、高齢者が支え合う地域コミュニティの構築を図り、その取組を町内会等の活動モデルとして県内に拡げていくことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 対象事業

ア 募集事業

(ア) 町内会等において高齢者自身が主体的に参画する活動を通して、高齢者が支え合う地域コミュニティづくりにつなげる事業

なお、生活支援活動（生活支援に必要とする知識を得る活動、生活支援のための人材育成を含む）は必ず実施することとする。

また、利益を得るために行う活動は、補助対象外とする。

活動例)

- ・生活支援（買物支援、配食、送迎、介護・介助等）
- ・住民間交流（介護者支援のための交流会開催、介護の情報誌の発行等）
- ・見守り（声かけ、安否確認のための訪問活動等）
- ・人材育成（介護の研修・勉強会の開催等）
- ・地域づくり（徘徊対応の模擬訓練等）

イ 要件

募集事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 町内会等活動のモデルとして、県内に拡げられる取組であること。
- (イ) 生活支援活動（生活支援に必要とする知識を得る活動、生活支援のための人材育成を含む）を実施している（又は実施予定がある）。
- (ウ) 県からの支援が終了後も継続して実施する見込みがあること。
- (エ) 他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定のないこと。
- (オ) 県の要請に応じ会議等に参加し、活動内容を発表又は報告すること。

(2) 対象団体

対象事業に取り組む町内会等とする。法人格の有無は問わない。

(3) 対象経費

対象事業の立ち上げ、取組等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料で、1町内会等当たり1事業限りとする。

なお、税込み10万円以上となる高額な物品や財産の購入に関する経費及び食糧費（食材費は除く）、会の維持・運営資金については補助の対象外とする。

(4) 対象期間

事業決定の日から当該日の属する年度の3月31日までとし、この期間内に事業を実施し、完了しなければならない。

(5) 県の支援

県は対象団体に対し、専門家と意見交換する場を設定するなどの支援を行う。

3 募集と選定

募集については、別途定める。

県は、提案された事業計画書等に基づき、本事業の目的に沿った、モデル事業としてふさわしいかについて審査し、12件以内の事業を選定する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

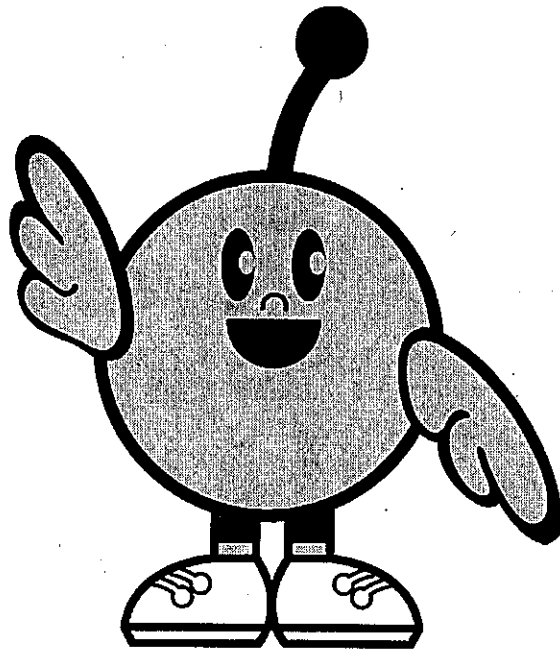
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



福島県

保健福祉部健康づくり推進課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

電話：024-521-7825 FAX：024-521-2191

発行：令和3年4月